

大田市木質燃料活用機器導入促進事業費補助金交付要綱

平成27年3月27日

告示第60号

(趣旨)

第1条 この要綱は、再生可能エネルギーの普及を促進し、もって地球温暖化の防止に資するため、予算の範囲内において木質燃料活用機器（ペレットストーブ、薪ストーブ、ペレットボイラー、薪ボイラー等）の設置費用の一部を補助することについて、大田市補助金等交付規則（平成17年大田市規則第45号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) ペレットストーブ 木質ペレットのみを燃料として使用する設計及び仕様である暖房機をいう。
- (2) 薪ストーブ 薪等を燃料として使用する設計及び仕様である暖房機をいう。
- (3) ペレットボイラー 木質ペレットのみを燃料として使用し、容器内の水を加熱して所要の蒸気又は温水を作る装置をいう。
- (4) 薪ボイラー 薪等を燃料として使用し、容器内の水を加熱して所要の蒸気又は温水を作る装置をいう。

(補助対象者)

第3条 大田市木質燃料活用機器導入促進事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付を受けることができる者は、次のすべての要件を満たすものとする。ただし、この要綱による補助金の交付を受

けた者は、同一年度内において再度の補助金申請を行うことはできない。

(1) 大田市内に自らが居住（申請者が単身赴任のために一時的に市外に居住し、配偶者又は生計を一にする子若しくは父母が申請者の住宅に居住する場合も含む。）する家屋又は自らが居住するために新築し、若しくは購入する家屋（店舗兼併用住宅を含む。）に設置する者であること。又は市内に事務所等を有する法人（国又は地方公共団体を除く。）、若しくは個人事業者が市内の事業所等に設置する者であること。

(2) 木質燃料活用機器を市内に事務所等を有する法人又は個人事業者との契約及び施工により設置する者であること。

(3) 市税等を滞納していない者。

（補助対象経費）

第4条 補助対象経費は、木質燃料活用機器（木質燃料のみを使用する機器に限る。）の設置に要する次の各号に掲げる費用を合計して得た額とする。

(1) 木質燃料活用機器を構成する次に掲げる機器の購入費

ア 本体（5万円以上で未使用品に限る。）

イ 煙突装置

ウ 配管及び附帯設備

(2) 木質燃料活用機器の設置に係る工事費

（補助金の額）

第5条 補助金の額は、補助対象経費の3分の1の額（千円未満の端数は切捨て）の2倍の額とする。ただし、18万円を限度とする。

（交付申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」とい

う。)は、第2条各号の施設の設置工事の着工前に大田市木質燃料活用機器導入促進事業費補助金交付申請書(様式第1号)を市長に提出しなければならない。

(交付の決定)

第7条 市長は、前条の規定による補助金交付申請書の提出があったときは、その内容を審査し、補助金を交付することが適当と認めるときは、大田市木質燃料活用機器導入促進事業費補助金交付決定通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。

(決定内容の変更)

第8条 前条の規定により、補助金の交付決定を受けた団体(以下「補助事業者」という。)は、事業内容を変更し、又は事業を中止する場合には、変更・中止承認申請書(様式第3号)により、市長の承認を得なければならない。ただし、内容の変更が軽微なものについては、この限りでない。

2 市長は、前項の申請を承認したときは、その旨を補助事業者に通知するものとする。

(実績報告)

第9条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、大田市木質燃料活用機器導入促進事業費補助金実績報告書(様式第4号)を、当該補助事業の完了した日から起算して1月を経過した日又は当該年度の3月20日のいずれか早い日までに市長に報告しなければならない。

(補助金額の確定)

第10条 市長は、前条の規定による補助金実績報告書の提出を受けたときは、当該報告書等の審査及び必要に応じ現地調査を行い、交付すべき補助金額を確定したときは、大田市木質燃料活用機器導入

促進事業費補助金確定通知書（様式第5号）により補助事業者に通知するものとする。

（交付の時期）

第11条 補助金は、補助事業者が当該補助事業を完了した後ににおいて交付するものとする。

2 補助事業者は、前項の規定により補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付請求書（様式第6号）を市長に提出しなければならない。

（交付決定の取消し）

第12条 市長は、虚偽の申請その他不正の手段により補助金の交付決定を受け、又は補助金の交付を受けた者に対しては、その決定を取り消し、又は補助金の返還を命ずることができる。

（協力の要請）

第13条 市長は、補助金の交付を受けた者に対し、必要に応じ、次に掲げる事項について協力の要請を行うことができる。

（1） 補助対象設備の使用状況の調査

（2） 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

（その他）

第14条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

2 この要綱は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに交付の決定がなされた補助金については、同日後もなおその効力を有する。

様式第1号(第6条関係)

大田市木質燃料活用機器導入促進事業費補助金交付申請書

年 月 日

大田市長 様

〒 -

申請者 住所

氏名(団体名及び代表者氏名)

電話

大田市木質燃料活用機器導入促進事業費補助金交付要綱第6条の規定により、次のとおり申請します。

補助金の名称	大田市木質燃料活用機器導入促進事業費補助金		
木質燃料活用機器の区分 (いずれか○で囲む)	ペレットストーブ・薪ストーブ・ペレットボイラー 薪ボイラー・その他()		
木質燃料活用機器の種類	【メーカー名】 【機種・製品名】 【最大熱出力】	kcal	
木質燃料活用機器の設置場所			
木質燃料活用機器設置に係る経費 【A】+【B】	円		
木質燃料活用機器設置に係る経費内訳			
	項目	金額(税込) 備考	
補助対象経費	本体 (5万円以上で未使用品に限る)	円	
	煙突装置	円	
	配管及び附帯設備	円	
	設置に係る工事費用	円	
	小計【A】	円	
補助対象外経費		円	
		円	
		円	
		円	
	小計【B】	円	

(次頁へ続きます)

補助金の交付申請額	【A】×1/3 (千円未満切捨て)×2 (上限18万円)			円
契約業者	所在地			
	名称			
施工業者	所在地			
	名称			
設置工事の着手及び完了予定年月日	着手	年	月	日
	完了	年	月	日
備考				
添付書類			3	工事着手前の写真
1 工事見積明細書			4	滞納のない証明
2 木質燃料活用機器の仕様等が確認できるカタログ等の写し			5	その他市長が必要と認める書類
※申請事項審査結果(担当課)				

注 ※印の欄は記入しないこと。

様式第2号(第7条関係)

大田市木質燃料活用機器導入促進事業費補助金交付決定通知書

指令 第 号
年 月 日

申請者 住所
氏名(団体名及び代表者氏名)
様

大田市長 印

年 月 日付で申請のあった補助金の交付については、次のとおり決定したので、

大田市木質燃料活用機器導入促進事業費補助金交付要綱第7条の規定により通知します。

補助金の名称	大田市木質燃料活用機器導入促進事業費補助金
交付決定額	円
交付条件 1 交付の目的以外に使用してはならない。 2 事業の内容の変更、予算の変更をする場合は、あらかじめ市長の承認をうけなければならない。 3 事業を中止又は廃止する場合は、市長の承認をうけなければならない。 4 事業が完了したときは、実績報告書を提出しなければならない。 5 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産を、市長の承認をうけないで、交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。 6 (事業別特記事項) ※この補助金は島根県再生可能エネルギー設備等導入支援事業補助金が充当されています。	

様式第3号(第8条関係)

大田市木質燃料活用機器導入促進事業費補助金変更(中止)承認申請書

年 月 日

大田市長 様

〒 -

申請者 住所

氏名(団体名及び代表者氏名)

電話

年 月 日付け指令 第 号で交付決定のあった補助事業については、下記のとおり変更(中止)したいので、承認されたく、大田市木質燃料活用機器導入促進事業費補助金交付要綱第8条の規定により申請します。

補助金交付 決定年月日	年 月 日	補助金交付 決定指令番号	指令 第 号
補助金の名称	大田市木質燃料活用機器導入促進事業費補助金		
補助事業等の内容	変更前		
	変更後		
変更又は 中止の理由			
変更又は中止 の年 月 日	年 月 日		
補助金変更後の額	円		
補助金の額の変 更後の算出基礎			
添付書類	※申請事項審査結果(担当課)		

注 ※印の欄は、記入しないこと。

様式第4号(第9条関係)

大田市木質燃料活用機器導入促進事業費補助金実績報告書

年 月 日

大田市長 様

〒 ー
申請者 住所
氏名 (団体名及び代表者氏名)
電話

大田市木質燃料活用機器導入促進事業費補助金交付要綱第9条の規定により、次のとおり報告します。

補助金交付 決定年月日	年 月 日	補助金交付 決定指令番号	指令 第 号
補助金の名称	大田市木質燃料活用機器導入促進事業費補助金		
木質燃料活用機器の区分 (いずれか○で囲む)	ペレットストーブ・薪ストーブ・ペレットボイラー 薪ボイラー・その他()		
木質燃料活用機器の種類	【メーカー名】 【機種・製品名】 【最大熱出力】 kcal		
木質燃料活用機器の設置場所	大田市		
木質燃料活用機器設置に係る経費	円		
補助金の交付決定額	円		
契約業者	所在地		
	名称		
施工業者	所在地		
	名称		
設置工事の着手 及び完了年月日	着手	年 月 日	
	完了	年 月 日	
備考			
添付書類 1 設置に係る経費の領収書及び内訳書 2 完成写真 3 その他市長が必要と認める書類	※報告事項審査結果(担当課)		

注 ※印の欄は記入しないこと。

様式第 5 号(第 10 条関係)

大田市木質燃料活用機器導入促進事業費補助金確定通知書

年 月 日

申請者 住所

氏名（団体名及び代表者氏名）

様

大田市長

印

年 月 日付けで実績報告のありました補助事業については、次のとおり補助金の額を確定したので、大田市木質燃料活用機器導入促進事業費補助金交付要綱第 10 条の規定により通知します。

補助金交付 決定年月日	年 月 日	補助金交付 決定指令番号	指令 第 号
補助金の名称	大田市木質燃料活用機器導入促進事業費補助金		
補助金の交付決定額			円
補助金の交付確定額			円

※この補助金の一部は島根県再生可能エネルギー設備等導入支援事業補助金が充当されています。

様式第6号(第11条関係)

補助金交付請求書

年 月 日

大田市長 様

〒 -

補助事業者 住所

氏名 (団体名及び代表者氏名)

電話

大田市木質燃料活用機器導入促進事業費補助金交付要綱第11条第2項の規定により、次のとおり請求します。

補助金交付 決定年月日	年 月 日	補助金交付 決定指令番号	指令 第 号
補助金の名称	大田市木質燃料活用機器導入促進事業費補助金		
補助金の額	交付決定額		円
	交付確定額		円
今回交付請求額			円
未交付額			円
添付書類 1 補助金振込先の口座番号及び口座名義が分かる書類 (通帳の写しなど)			

様式第 1 号 (第 6 条関係)

様式第 2 号 (第 7 条関係)

様式第 3 号 (第 8 条関係)

様式第 4 号 (第 9 条関係)

様式第 5 号 (第 1 0 条関係)

様式第 6 号 (第 1 1 条関係)